

令和6年度小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会
第1回定例会会議録

1 開催日時 令和6年8月21日（水）午後2時30分から午後2時57分まで

2 開催場所 小牧岩倉エコルセンター 2階研修室

3 出席委員

松井 隆明	委員長	入江 慎介	副委員長	高田 良	委員
余語 正義	委員	木村 信昭	委員	倉知 正人	委員
伊藤 英二	委員	松浦 裕昭	委員	井上 功	委員
稲垣 貴宣	委員	山崎 豊	委員	新屋 大輔	委員
河村 典久	委員（学識経験者）				
梅村 知成	委員	伊藤 新治	委員	秋田 伸裕	委員

欠席委員

松井 義夫 委員

事務局

竹内 隆正 事務局長 櫻井 晃生 総務課長

服部 和宏 業務課長補佐

稲垣 徹 業務課施設管理係長 水谷 正樹 総務課庶務係専門員

4 議題

(1) 令和6年上半期管理状況について

5 会議資料

・上半期埋立実績

6 議事内容

櫻井総務課長：本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。只今から「令和6年度小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会第1回定例会」を開会いたします。本日の出席委員は、15名であります。環境センター処分場管理委員会要綱第6条の規定により、会議は成立いたします。次第に従いまして、委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。（委員1名、議題1から途中出席。）

松井委員長：あいさつ

櫻井総務課長：ありがとうございました。これ以降の議事の取り回しにつきましては、委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

松井委員長：それでは、議事に入ります。議題1「令和6年上半期管理状況について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

服部課長補佐：令和6年上半期の管理状況について報告させていただきます。資料の1ページをご覧ください。上半期の埋立実績です。1月から6月までの上半期合計は、搬入日数は62日で、埋立物は13.00t、覆土量を合わせた容積換算量の合計で8.57 m^3 でした。令和5年上半期と比較しますと、率で32.99%、19.40tの減少でした。

続きまして2ページをご覧ください。上の写真が、令和6年7月23日に埋立地内を撮影した埋立現況写真です。下の平面図は、令和6年6月末の埋立現況図になります。実埋立容量の26万7,700 m^3 に対し、埋立量は19万6,891.16 m^3 で、埋立率は、73.55%です。

続きまして3ページをご覧ください。令和6年上半期の調査概要です。

(1) 目的、(2) 測定機関、(3) 測定項目、(4) 測定地点につきましては変更はありません。各種測定箇所につきましては、4ページに示すとおりです。

続きまして5ページをご覧ください。水質検査等の測定結果としまして、1、原水水質測定、埋立地から出てくる浸出水の水質測定結果です。測定は、1月9日と5月21日に測定を行い、結果につきましては表中に記載された通りです。

次に2 騒音測定結果をご覧ください。5月29日から30日にかけて測定を行いました。測定地点①、昼間が43dB、朝が42dB、夕が41dB、夜間が41dB、測定地点②につきましても同様に測定を行い、結果につきましては表中に記載された通りで、基準値以下の値でした。

なお、敷地境界線上での測定のため、水処理施設から離れており、施設以外の周辺騒音も含まれております。

3 振動測定結果をご覧ください。騒音測定と同様に5月29日から30日にかけて測定を行いました。測定地点①、②共に、昼間、夜間共に30dB未満で基準値以下の値でした。30dB未満の値については測定保証下限値未満のため括弧内に参考として表記しています。

次に、4 悪臭測定結果をご覧ください。測定は5月29日に行いました。

測定項目は22項目です。項目1のアンモニアから、項目22のキシレンまで測定を行ない、全て基準値以下の値でした

続いて6ページをご覧ください。5 下水道放流水の水質測定結果です。この水は処理後の放流水になります。1月から6月まで毎月測定を行いました。健康項目の項目1のカドミウム及びその化合物から、項目28の1, 4ジオキサンまでと、生活環境項目の項目1の水素イオン濃度から項目16のリン含有量までと、その他の4項目の測定を行い、結果につきましては表中に記載された通りです。

表中の2月6日、生活環境項目の2、生物化学的酸素要求量の分析結果について報告させていただきます。

協定値につきましては、1日の平均値で10mg/L以下であります。今回2月6日の9:30に採取した検体について17mg/Lと一時的に基準値を超えたものです。この値につきましては、1日のうちでの一時的な値の変動と思われませんが、この結果を受け水処理施設の運転を停止、林区長並びに池之内区長への報告後、運転再開については、有識者である河村先生のご指導をいただき、現在においては順調に処理を継続しておりますことを、ご報告させていただきます。原因は水処理の過程において、一時的な薬品の投入不良によるものと思われ、ポンプや配管の詰まりを点検清掃し試運転等で適正投入を確認し、また、その他の設備についても点検確認し再運転に至っております。

続きまして、7ページ目をご覧ください。6、地下水の水質測定結果です。1月と3月には、自主測定にて、生活環境の保全に関する環境基準の項目1、2、4、5とその他の1、3、4を測定しており、結果は、表中に記載のとおりです。地下水の水質測定は、5月21日に行いました。人の健康の保護に関する環境基準の項目1、のカドミウムから項目28の1, 4ジオキサンまでと、生活環境の保全に関する環境基準の項目1、の水素イオン濃度から項目16のリンまでと、その他の4項目の測定を行い、結果につきましては表中に記載された通りで、全て基準値以下の値でした。次に、7、ダイオキシン類測定結果です。測定日は、5月21日で、測定結果につきましては、地下水No.1が、0.12pg-TEQ/L、地下水No.2が、0.19pg-TEQ/L、下水道放流水が、0.0023pg-TEQ/L、土壌は0.68pg-TEQ/gで、全て基準値以下の値でした。

8ページについては用語の資料です。以上で報告を終わります。

松井委員長：ただいまの事務局の説明についてご質問等ございますか。

余語正義委員：2点お尋ねしたいことがあります。まず、騒音振動測定です

が、5月29日から30日までですが、この日には作業はやっているかどうかということと、下水道放流水の水質測定で、2月6日測定の生物化学酸素要求量ですが、17で基準値の15を超えています。下水道については、五条川左岸浄化センターへ放流されるということだと思っておりますが、県への報告はどのようなになっていますか。

服部課長補佐：1点目の騒音振動測定につきましては、その期間内で作業したところの状況も測定しております。

2点目ですけれども、測定結果につきましては、小牧市さんの方から県の方へ報告が行くような形で、我々は情報を共有しております。

松井委員長：ほかにご質問はございませんか。

河村委員：この機会ですので、解説をしたいと思っております。色々な単位が出てきています。例えば、5ページの悪臭の測定では、この数値の単位は、ppmになっている。次の6ページ、7ページは、mg/Lになっている。これがどう違うかということをお話ししておきますと、ppmは100万分の1の量です。容積で測るものは、ppmで表します。悪臭は気体です。ガス状のもの、空気1m³とか1ℓ中にどれだけ入っているかということで、ppmという単位を使います。mg/Lは、固体又は液体のもの。容積では測れない。例えば、カドミウムとかシアン化合物は固体です。固体は、重さで測って、1ℓの中にどれだけ入っているかということによって表していますので、mg/Lという単位になる。資料8ページのところにも説明がしてあります。これを見ていただくと、この通りですが、具体的にはどういう量かわからない。例えば、ダイオキシンの場合、1pgと書いてある。pgはどれくらいの量かということ、1pgは、スプーン小さじ一杯がだいたい2、3gです、だから1gがだいたいどれくらいの量が解る。水だと1cm³ということになるのでだいたいの量はわかる。1mgは、1gの1000分の1です。だいたい耳かき一杯が10mgくらいなので、耳かきにほんの少しの量。1gの100分の1が10mg。1mgの更に1000分の1は、1μg、更に1000分1が、1ng。1ngの更に1000分の1が、1pgです。目で見てわかるような量ではありません。埃程度で、あるかどうかの量。ダイオキシンの量が何pgと書いてあるのは、それくらいの濃度ということになる。1gの100万分の1が1μg、その100万分の1が1pg。非常にわずかだということ。7ページのダイオキシンのところ

で、1 pg-TEQ/Lと書いてあります。8ページの解説にもありますが、TEQとは何かと言うことですが、ダイオキシンは色んな化合物があります。そのなかで一番毒性が強い化合物が、2,3,7,8-ダイオキシンです。ほかの化合物は、その1,000分の1とか10,000分の1とか毒性がほとんど小さいもの。もちろん2,3,7,8-ダイオキシンに相当するものもありますが、それに相当する量だと仮定して、計算したデータがTEQです。ですから一番毒性が強いものが、1gの100万分の1の更に、100万分の1のくらいの量の単位です。それくらいの量がダイオキシンの基準となっているということです。量的には、イメージとしてわかりませんが、今の計測機械は、非常に精度が良くなっていて、どれくらいの濃度で検出できるかと言うと、25mプールの量の水に、1滴か2滴くらいの物が入った水を検査すれば出てくると言う位の量です。実際に毒性はどのように計算するかと言うことは決まっていますが、また機会があれば説明したいと思います。動物実験によって、安全性をいくつかかけて、例えば水道水であれば、1日の量が、この量だから、この量であれば、健康には害はないだろうと言うような、数字の出し方をして、基準値ができています。小牧岩倉衛生組合の住民に対しての基準値は、普通の基準値より厳しくなっています。

と言う事だけ付け加えておきます。

松井委員長：ほかにご質問はございませんか。無いようですので議題1につきましては終了いたします。引き続き、「その他」について、事務局からよろしく願いいたします。

櫻井総務課長：それでは事務局から報告、連絡事項がございます。

次回の管理委員会の開催時期であります。来年2月上旬を予定しております。開催日時が決定次第、皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点報告事項がございます。お配りしております、災害廃棄物の広域中間処理準備要請についてです。資料をご覧ください。

この度、環境省中部地方環境事務所から能登半島地震により生じた災害廃棄物の広域中間処理準備要請が発出されました。今後、被災地の災害廃棄物処理について支援、具体的に申しますと、石川県で発生しました災害ごみの受入を、当組合で行って参りたいと存じますのでご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

具体的な内容ですが、広域中間処理が必要な主な被災市町村は、石川県

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町でございます。受け入れます災害廃棄物等の種類は、木くずを含む可燃ごみ。量は、組合の受入可能と判断しました1日当り10t/日を想定しております。期間ですが、令和6年8月末ごろが開始になると思われませんが、終わりの時期は令和8年3月末までを予定しております。今後の流れでございますが、石川県受援市町との受入れ調整、受入に係る条件・内容等の最終調整・確認を得まして、最終的に受援市町との覚書等締結の運びとなっております。

以上が1点目の報告となります。

続きまして2点目、ごみ処理応援協定に基づくごみ受け入れ要請について業務課長補佐から説明申し上げます。

服部課長補佐：続きまして、2点目ですが、資料はございません。小牧岩倉衛生組合においては、愛知県の各市町村及び一部事務組合において構成される団体に参加しており、応援協定とは、その各団体の間において、災害及び事故、改修等に伴う長期間にわたる施設の停止などに対応するため、ごみの受入れ応援を行うものです。

過去においては、江南丹羽や西春東部よりごみ受入れの応援実績があります。つきましては、令和7年度（11月～）におきまして、春日井市より設備の基幹改修工事による応援要請があります。現在、組合では応援を受け入れる方向で調整を行っておりますので、報告させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

松井委員長：何かご質問はございませんでしょうか。

無いようですので本日予定しておりました議事を終了します。これもちまして、令和6年度小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会第1回定例会を閉会いたします。本日は、お疲れ様でした。